

「平成29年度県産品のエキスパート人材の育成・確保事業業務委託」 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

直売所やスーパー等の地物コーナーは、安心感、新鮮さなどから一定の販売力を持っているが、消費者側からは安価なものが求められたり、生産者側も消費者ニーズを把握できていなかったりと、消費者と生産者の間には意識の隔りがある。このことは地産地消を妨げる要因となっており、必要な情報を伝達し、意識の隔りを埋められる人材を育成する必要がある。

このため、本事業では、県内産の農林水産物（生鮮品に限る。以下同様）の魅力为消费者にPRするとともに、消費者のニーズを生産者に伝達し、さらに商品開発に結びつけられるエキスパートな人材の育成を図るものである。

2 業務内容

受託事業者は、失業者や非正規雇用者を期間雇用し、人材育成プログラム（別添1）を基本とし、講師や研修機関等の実施するOFF-JT、受託事業者の通常業務の中で行うOJTや資格の取得などからなる雇用型研修を企画して実施するものとする。

これにより、以下の（3）に掲げる人材に求める知識やノウハウを活用して、県内産の農林水産物の魅力を消費者に的確にPRするとともに、消費者のニーズを生産者に伝達することで商品開発に結びつけられるエキスパート人材を育成し、県内での雇用に結びつけるものとする。

（1）説明会等の開催

事業を周知し、意欲ある参加者を募るため、参加を希望する失業者や非正規雇用者に対する説明会等を実施すること。なお、実施にあたっては事業の趣旨が対象者に充分理解されるよう、周知期間や方法に配慮すること。

（2）雇用型研修の実施

育成対象者5名をおおむね4か月で期間雇用し、人材育成プログラム（別添1）を基本とし、以下の①～③の研修等を企画して実施すること。

① 受託事業者、講師による座学や生産現場や流通現場（直売所や小売業者）の協力を得て実施する体験型研修などのOFF-JTを実施すること。

② 受託事業者の通常業務の実践で行うOJTを実施すること。

③ 野菜ソムリエ等、事業の目的に資する資格取得に向けた研修を実施すること。

（3）人材に求める知識やノウハウ

ア 県内産の農林水産物の生産状況に関する知識

イ 県内産の農林水産物の生産現場に関する知識

ウ 県内産の農林水産物の流通実態に関する知識

エ 県内産の農林水産物の味、料理方法、生産方法、栄養価、保存方法などの知識

オ 知識を消費者に伝えるためのスキル（例 POPの作り方、声のかけ方、商品の並べ方）

カ 知識を生産者へフィードバックするためのスキル

キ その他必要な知識・情報

3 業務委託に伴う条件

（1）雇用に関する次の項目に該当するものであること

ア 本事業により5名をおおむね4か月で期間雇用し、正規労働者のおおむね4分の3以上の労働時間及び日数に従事させ、人材育成を行うこと。なお、5名の確保ができなかった場合には、県と別途委託費の減額精算等について協議することとする。

イ 事業終了後に県内での継続雇用（事業実施前に非正規雇用だった者は正規雇用、失業中だった者は非正規雇用または正規雇用）につながるよう配慮すること。

ウ 期間雇用者の社会保険については、任意適用事業所であっても必ず加入すること。

エ 期間雇用した者が中途退職した場合は、県と協議のうえ、補充を行い企画提案書に基づく研修等を実施すること。

オ 人材育成に必要な研修場所が県外にしかない場合など、必要に応じて研修場所を県外とすることは差支えないこととする。

（2）その他

ア 事業の実施にあたっては、国の定めた「地域創生人材育成事業実施要領」（別添2）を順守する

- こと。また、仕様書に明記されていない事項については、県と協議のうえ定めることとする。
- イ 期間雇用者の労務管理については、正社員と同等に管理することとし、加えて業務日誌（研修等の内容も含む）を整備するものとする。なお、各月の業務内容は翌月の10日まで（3月分は委託期間中に）に県に報告するものとする。
- ウ 事業の完了報告時に、以下「7 契約条件」の「(3) 成果品」の報告を求めるものとする。
また、この契約に係る雇用及び会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保存するものとする。
- エ その他、事業利用者に対するアンケートや名簿の整備等、県からの要求がある際には協力するものとする。

4 契約上限額

6,751,058円（消費税及び地方消費税を含む）

5 対象となる経費

- (1) 本事業の対象となる経費は、国の定めた「地域創生人材育成事業実施要領」（別添2）に掲げる経費とする。
- (2) (1)の経費を実費負担すること。実費負担額は当初契約金額とし、実績額が当初契約金額を下回る場合は、県と協議のうえ契約変更するものとする。
- (3) 期間雇用者の人件費には、賃金のほか、通勤手当及び社会保険料に係る事業主負担分を含むものとする。
- (4) 期間雇用者の人件費は、月20日間を上限とするものとする。
- (5) 既存の外部講習を組み合わせた人材育成を実施する場合、受講後の関連資格試験の受験料や免許登録に係る費用、受験会場等までの交通費は人材育成に係る直接的な経費ではないことから、対象経費にはならない。

6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 契約条件

- (1) 委託事業名
平成29年度県産品のエキスパート人材の育成・確保事業
- (2) 委託期間
契約の日から平成30年3月16日（金）まで
- (3) 成果品
 - ア 委託業務実施内容に関すること
 - ・実績報告書
委託業務として実施した内容及び実績が具体的に確認できるものとする。
 - ・実績報告書に付随する資料、データを添付すること。
 - ・様式は任意とするが県との協議により決定すること。
 - ・紙ベースならびに電子データ（CD-ROM）で提出すること。
 - イ 雇用に関すること
 - ・事業に従事した全労働者数および新規に雇用した労働者数
 - ・事業で期間雇用した労働者の雇用期間
 - ・事業で期間雇用した労働者の勤務実績（勤務日ごとに勤務内容を明記）
 - ・様式は任意とするが県との協議により決定すること。
 - ・紙ベースならびに電子データ（CD-ROM）で提出すること。

8 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成・押印のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等
企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けない。)
提出期限は平成29年8月4日(金)15時必着とする。郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。
- (3) 提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)
電話059-224-2395

9 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案関連資料を、別に設置する「平成29年度県産品のエキスパート人材の育成・確保事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

なお、提出された企画提案関連資料の審査を行うための、提案者によるプレゼンテーションを以下の「11プレゼンテーションの実施」のとおり実施する。プレゼンテーションは必須とし、プレゼンテーションを実施した企画提案についてのみ、審査を行う。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- (1) 事業適合性
提案内容は、事業の趣旨を的確に理解し、具体的かつ実行可能な内容となっているか。
- (2) 企画性
エキスパート人材に必要な知識の習得に向けて、研修の内容や構成が優れたものとなっているか。
- (3) 専門性
十分な知識、経験を有しており、事業の推進に十分な能力があるか。
- (4) 経済性
十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。
- (5) 業務推進体制
委託業務を実施できる十分な受託体制があるか。

10 企画提案関連資料の提出

- (1) 提出を求める企画提案関連資料
以下のア～ウを合わせたものを10部(正本2部、副本8部)、エについては1部を提出すること。
ア 企画提案書(第3号様式、要押印)
イ 費用内訳書(「消費税込み」か「外税」かを表記のこと)

※<注>

- ・「一般管理費」等として、具体的な経費の積み上げではなく、直接人件費や直接経費に定率乗じたものを計上しないこと。この方法による経費の計上は認められないので、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上すること。
- ・期間雇用者の人件費単価がわかるようにすること。

ウ その他企画提案に関する有効な資料

エ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

- (2) 提出期限等
企画提案関連資料は、持参または郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けない。)提出期限は、平成29年8月21日(月)15時必着とする。
郵送の場合は、電話にて提出先へ到着を確認すること。
- (3) 提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)
電話:059-224-2395

1.1 プレゼンテーションの実施（必須）

提案者から提出される企画提案関連資料による審査と併せ、提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とし、平成29年8月24日（木）午後から津市広明町13番地 三重県庁6階農林水産部会議室で実施するものとする。なお、プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に平成29年8月22日（火）15時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

1.2 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うこと。

(1) 提出方法

FAX（059-224-2521）又はEメール（foods@pref.mie.jp）で受け付ける。

様式は自由で用紙はA4版を使用し、質問者の組織名、担当部署名、担当者の氏名、電話番号FAX番号またはEメールアドレスを明記すること。

質問書の送信後、必ず電話にて提出先へ着信を確認すること。

(2) 提出期限

平成29年7月27日（木）15時必着

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

E-mail：foods@pref.mie.jp

(4) 回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、平成29年7月31日（月）17時までに県ホームページに掲載する。

1.3 審査結果の通知

提出された企画提案関連資料の内容により適否評価を行い、最優秀受託候補者を選定し、平成29年8月25日（金）までに、その結果を各提案者に対し文書で通知する。

1.4 最優秀提案者との協議および提出を求める資料の内容

最優秀提案者は決定後、フードイノベーション課と契約に向けて委託内容等に関して協議を行うものとする。提出を求める資料は、以下のとおりとし、提出期限は別途指示する。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案関連資料提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案関連資料提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 見積書（別途指示する）

(5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

1.5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。

(4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

16 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

17 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

18 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

19 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

20 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

21 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (6) 委託契約の支払いについては、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

22 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

E-mail：foods@pref.mie.jp

担当：藤島、池中